

<入札・契約制度運用の一部見直しについて>

○ 事後審査型条件付き一般競争入札の拡大

入札・契約手続きのより一層の競争性・公正性・透明性を確保するため、一定の条件を付して行う条件付き一般競争入札（事後審査型）を、現行の設計金額が3,000万円以上の建設工事（建築工事においては5,000万円以上）の案件から、特殊なものを除く、設計金額が1,000万円以上の案件に拡大し、平成19年10月から試行実施いたします。

一般競争入札の例外とする公共工事（特殊なもの）

- ・ 専門性、特殊性が特に高いと考えられるもので、市民に直接影響を及ぼす可能性のあるもの（例：水道施設工事のうち操作盤等の改修工事）
- ・ 応急的な災害復旧工事等

※ 条件付き一般競争入札（事後審査型）により執行する案件がある場合には、**公告日を毎月5日又は20日（休日の場合にはその翌日）**としておりましたが、試行実施に伴い、案件数の増加が想定されることから、毎週木曜日（休日の場合にはその翌日）に変更いたしますのでご注意ください。

○ 適用時期

平成19年10月 1日以降発注する、設計金額1,000万円以上の建設工事案件から適用いたします。

○ 「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」の改正

事後審査型条件付き一般競争入札の拡大に伴い、現行の「**低入札調査基準価格**」及び「**最低制限価格**」の設定基準額を下記のとおり変更いたします。

【現 行】

| 工 種 | 最 低 制 限 価 格 | 低入札調査基準価格 |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------|
| 建設業法に定められる 28業種すべて | 予定価格が130万円を超え 3,000万円以下のもの | 予定価格が3,000万円を超えるもの |

【改正後】

| 工 種 | 最 低 制 限 価 格 | 低入札調査基準価格 |
|-----------------------|-------------------------------|------------------------|
| 建設業法に定められる 28業種すべて | 予定価格が130万円を超え 1,000万円以下のもの | 予定価格が1,000万円を超え るもの |

○ 適用時期

平成19年10月 1日以降発注する、建設工事に適用いたします。